

平成30年度  
スマートコミュニティ導入促進事業  
（『Ⅱ. スマートコミュニティ構築事業』）  
公募要領

平成30年3月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

# スマートコミュニティ導入促進事業 （『Ⅱ．スマートコミュニティ構築事業』）

## 公募期間及び書類提出先

### 1. 公募期間

平成30年3月2日（金）～3月12日（月）〔12時必着〕（必着）

<提出期限>

スマートコミュニティ構築事業（福島・国際研究産業都市復興）

平成30年3月12日（月）〔12時必着〕

- ※ 公募期間内は随時受け付けることとし、締切りまでに到着し、かつ申請内容に不備のないものについては、審査及び交付決定を行います。
- ※ 業務時間（平日9：00～12：00及び13：00～17：30）外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

### 2. 書類提出先等

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブルコジマ2F  
一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
業務第1グループ 宛

## 目次

### スマートコミュニティ構築事業（福島・国際研究産業都市復興）

1. 事業の背景及び目的について	・ ・ ・ ・ ・ P. 1
2. 補助対象事業について	・ ・ ・ ・ ・ P. 3
3. 補助対象事業の詳細・採択条件	・ ・ ・ ・ ・ P. 5
4. 補助対象事業者について	・ ・ ・ ・ ・ P. 12
5. 補助率及び補助対象経費等について	・ ・ ・ ・ ・ P. 13
6. 応募手続について	・ ・ ・ ・ ・ P. 15
7. 審査・採択等について	・ ・ ・ ・ ・ P. 18
8. 説明会の開催	・ ・ ・ ・ ・ P. 19
9. 暴力団排除について	・ ・ ・ ・ ・ P. 20
10. 問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・ P. 21
11. 応募書類等の提出順序について	・ ・ ・ ・ ・ P. 22
12. 応募書類等の様式	・ ・ ・ ・ ・ P. 23
13. 参考資料	・ ・ ・ ・ ・ P. 34

## 1. 事業の背景及び目的について

### 1-1. 事業の背景

東日本大震災では、多くの地域で停電が続き、長期間にわたり電気やガスが供給されない等、エネルギー供給システムが大規模ネットワークに過度に依存していたことが明らかとなりました。

このような背景の下、東日本大震災で被災した地域において、停電時にもっともエネルギー供給が必要とされる建物、施設等に再生可能エネルギー及び蓄電池を中心としたエネルギーシステムを導入することで、災害時、電気やガソリン等のエネルギーが不足する状況においても、災害時に必要となる機能を維持する最低限の電気を供給することができる「スマートエネルギーシステム」といった分散型のエネルギーシステムが必要と考えられます。また、このようなスマートエネルギーシステムは、スマートハウスやビル、地域のエネルギーマネジメントシステム等との連携で面的広がりを持つことにより、次世代のエネルギー・社会システム（スマートコミュニティ）<sup>1</sup>へと発展していくことが期待されています。

こうした状況を踏まえ、平成23年度に東北被災三県向けに、需要サイドに設置する太陽光発電等の再生可能エネルギー及び蓄電池の組み合わせを主とした分散型エネルギー供給システムの普及により、災害に強いスマートエネルギーシステム及びスマートコミュニティの構築に貢献する「スマートコミュニティ導入促進事業」を開始いたしました。

しかしながら、福島県被災市町村は避難区域等が設定されていたことや津波被害により復興が遅れていたことから、福島県被災市町村への支援を行えないままでいました。こうした中、福島県被災市町村の一部においては避難区域等が解除されつつあり、従来の集中電源に依存した需給構造の脆弱性を踏まえ、自立的なスマートエネルギーシステムとして、スマートコミュニティを構築しようとする動きが見られています。

## 1-2. 政府における位置づけ

福島県被災市町村へのスマートコミュニティの導入の必要性に関しては、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書」（平成26年6月23日 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）において次の通り、位置づけられています。

「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書」より抜粋

### Ⅱ. イノベーション・コースト構想の主要プロジェクト

#### 2. 新しい産業基盤の構築

##### (2) スマート・エコパークの整備、エネルギー関連産業の集積

##### ② エネルギー関連産業の集積

##### 3) 新たなエネルギー関連産業の創出

また、浜通りでは、多くの市町村によりスマート・コミュニティ導入に向けた取組が進められており、地域の生活環境の向上・住民帰還の促進のためにも、今後、福島発の再生可能エネルギーに関する研究成果を活用しながら、スマート・コミュニティの導入を推進することが求められている。

また、イノベーション・コースト構想推進会議（イノベーション・コースト構想の具体化に関する地元の考え方や行動計画を集約するために設置された、福島県、関係市町村などからなる会議）を構成する関係市町村は以下のとおりとなっています。

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（15市町村）

## 1-3. 目的

上記のような背景を受け、イノベーション・コースト構想推進会議を構成する関係市町村（上記15市町村）で、災害に強いまちづくりとして再生可能エネルギーの活用を中心としたスマートコミュニティを構築するために策定されたマスタープランに基づくスマートコミュニティの構築に対して支援を行います。

## 2. 補助対象事業について

下記の内容を含んだ次世代エネルギー・社会システム構築に向けたプロジェクトを公募します。なお、採択された事業については、国際標準化や事業の評価に必要な範囲で協力いただきます。

本事業の実施に当たっては、平成27年度、28年度、および29年度に公募を行った『Ⅰ. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』（福島・国際研究産業都市復興）において策定し、「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定された地域のマスタープランに基づき、導入されるシステムや機器、プロジェクトマネジメント、普及促進活動に必要な経費について補助を行います。事業期間は、最長で平成32年12月28日（金）までとします。

### 『Ⅱ. スマートコミュニティ構築事業』

上記『Ⅰ. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の成果となるマスタープランの中から、次世代エネルギー・社会システム協議会での評価を受け、認定されたプランに基づき導入されるシステム及び機器、プロジェクトマネジメント、普及促進活動に必要な費用を補助します。

補助対象システム・機器（それぞれ付属システム・機器を含む）；

- (1) 再生可能エネルギーシステム（太陽光発電等）
- (2) 分散型エネルギーシステム（コージェネレーション等）
- (3) 蓄電池システム
- (4) 電気自動車等交通システム（電気自動車、燃料電池自動車等）
- (5) 電力流通システム
- (6) 地域熱融通システム
- (7) エネルギー管理システム（CEMS等）

この中で、以下の要件を満たす対象システム・機器に限って採択します。各システムと満たすべき要件の関係は下表のとおりです。

要件	①	②	③	④	⑤	⑥
システム						
(1) 再生可能エネルギーシステム（太陽光発電等）	○	○				○
(2) 分散型エネルギーシステム（コージェネレーション等）	○	○				
(3) 蓄電池システム	○	○	○			
(4) 電気自動車等交通システム（電気自動車、燃料電池自動車等）	○	○		○		
(5) 電力流通システム	○					
(6) 地域熱融通システム	○					
(7) エネルギー管理システム（CEMS等）	○				○	

[要件①]

- 補助対象システム・機器は、提案時において商用実績のあるもの、若しくは、導入時において次世代エネルギー・社会システム実証事業又は次世代エネルギー技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証が完了済又は完了予定のものであること。

[要件②]

- 地域エネルギー管理システム等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能である、又は、そのための機能拡張が具体的に可能な計画となっている。
- 法令やまちづくりガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。

[要件③]

- エネルギー事業者が所有若しくは運用するもの。

[要件④]

- システムから住宅等へのエネルギーの外部出力が可能であるもの。

[要件⑤] (いずれも満たすこと)

- 『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』に基づき、主たるエネルギー事業者、又はエネルギー事業者および『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の申請者合計で議決権の50%を超えるSPC等の事業体が主たるエネルギー事業者として、所有又は運用に係わるシステムであること。  
※主たるエネルギー事業者は、実施地域内で、エネルギー事業を行うこと。
- 次世代エネルギー・社会システム実証事業、次世代エネルギー技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証済又は実証予定の地域エネルギー管理システムにおける主要な部分を含むこと。

[要件⑥]

- 福島県における先進的な太陽光発電システムと位置づける場合には、国内の他の一般的な太陽光発電システムと比較して、下記のポイントで該当する項目を選択し、特異性・優位性を具体的に実施計画書(様式第2)の「2. 事業内容」の「(2) エネルギーシステム概要」に記載すること。  
・設置方法、運用方法、設置場所、発電量、発電効率、故障率、安全面、耐環境(温度、水、衝撃等)、設置の容易さ、その他

プロジェクトマネジメントに関する要件 (いずれも満たすこと)

- プロジェクトマネジメントを担当する法人は、市街地再開発、PFI、プラントエンジニアリングの事業領域において5億円以上の事業費を要したプロジェクトにおける業務実績を有する者をプロジェクト・マネージャーとして任用すること。
- プロジェクトマネジメントを担当する法人は、エネルギー管理システム導入の前提となる対象施設の建設工期等を含め、本事業に係る全体工程管理とエネルギー管理システム導入納期を遵守するよう工程を管理する責任を負うとともに、地域全体の計画を取りまとめた内容について申請を行うこと。

## 普及促進活動に関する要件

- 補助申請者は地方公共団体であること。

### 3. 補助対象事業の詳細・採択条件

『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』（福島・国際研究産業都市復興）の成果となるマスタープランに基づき、導入されるシステム及び機器、プロジェクトマネジメント、普及促進活動に必要な費用を補助します。

※今回は平成30年度に発生する費用について公募するものです。

#### (1) 申請書

事業者は以下の事項につき、様式第1～様式第2に基づき申請書を提出する必要があります。

#### ○申請時点で明かにする内容について

下記の項目について、様式第2 実施計画書の『2. 事業内容』に記載すること。『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』で構築したマスタープランと整合性を図った内容であること。申請内容は、「次世代エネルギー・社会システム協議会」における認定の際の委員からのコメントを踏まえたものであること。

なお、「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定されたスマートコミュニティ・マスタープランについて、一部修正・変更がある場合は、下記（ア）について記載し提出すること。

#### (ア) スマートコミュニティ・マスタープラン（全体概要）

##### ・スマートコミュニティ事業概要

エネルギー管理システム導入の前提となる不動産開発事業（防災施設の整備含む）を必須として、スマートコミュニティ事業全体の概要を記載して下さい。

特に不動産開発事業については、分譲・賃貸等、事業形態を含め記載して下さい。

なお、エネルギー情報を活用したサービス事業（省エネ、医療やセキュリティ等）のように、エネルギー供給・管理以外の事業についても必要に応じ記載して下さい（エネルギー供給・管理事業そのものの詳細については、(イ)に記載して下さい。）。

##### ・事業実施主体

スマートコミュニティ事業として複数の事業が含まれる場合には、それぞれの事業毎に、可能な限り実施主体を部門まで含め明確に記載して下さい。特に不動産開発事業の主体が未確定の場合は、調整状況も含め記載して下さい。

##### ・不動産開発等スケジュール

複数の事業が含まれる場合にはそれぞれ記載して下さい。



特に不動産開発事業については、都市計画スケジュールや設計・施工に要する工期を含め、具体的に記載して下さい。

- ・地方公共団体の復興計画等との関係、連携状況

本事業は、地域の復興計画のうちエネルギー管理システムの構築の一部を補助するものであり、事業実施が確保されるには、市町村のまちづくり計画や中長期計画との連携が必要となるため、市町村の計画との連携について記載して下さい。

また、経済産業省、他省庁、県等の予算事業や本事業による補助を受けない企業独自の事業等について、本事業とどのように連携して進めていくかについて記載して下さい。

加えて、マスタープランに沿った事業の実施のための、住民の同意獲得や、行政計画・協定等での担保方針を記載下さい。

- ・地元企業との連携

地元企業との連携が見込まれる場合には、それぞれの計画概要を記載して下さい。

- ・事業採算性評価

顧客側の費用便益分析も踏まえつつ、事業採算性評価を行い、事業として自立するための課題と対応方針等についても記載して下さい。

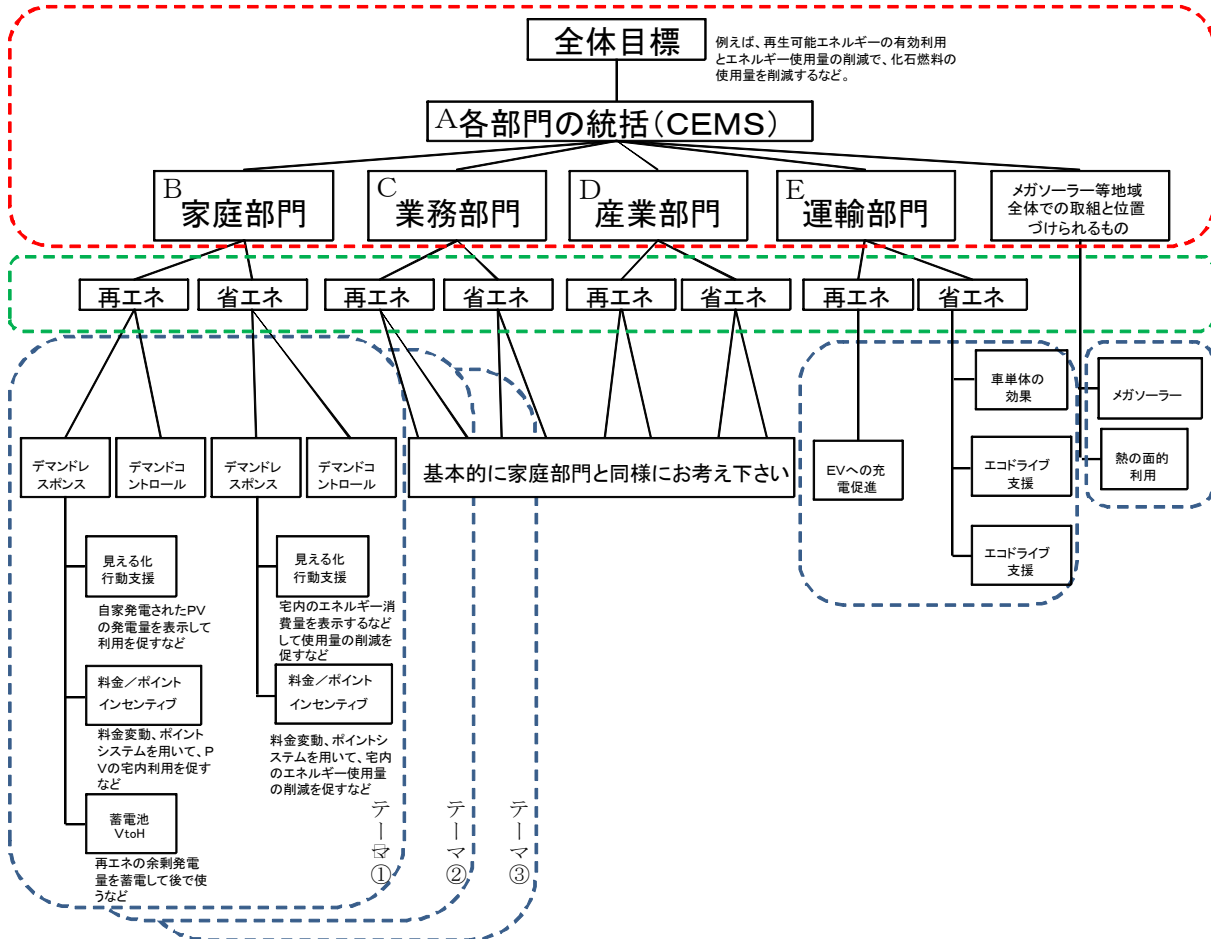
このとき、主たるエネルギー事業者の事業と、他の事業の事業主体が同一である等の事情がある場合には、これらを合わせた全体を事業採算性の評価範囲としても差し支えありません。

- ・スマートコミュニティの定量目標

エネルギー使用量、CO2 排出量、地域の再生可能エネルギー・分散型エネルギーの導入量及び地産地消（家産家消）に係る数値、エネルギー管理システムの防災性能に係る数値等を含めて下さい。

定量目標の定め方については、全体目標の達成について部門毎に行う事業がどのような形で貢献するのか、その関係を明らかにして下さい。

- A. 各部門を統括する取組（CEMS）
- B. 家庭部門での取組（HEMS（CEMSとの連携のもと））
- C. 業務部門での取組（BEMS（CEMSとの連携のもと））
- D. 産業部門での取組・その他（CEMSとの連携のもと）
- E. 運輸部門での取組（CEMSとの連携のもと）



(イ) エネルギーシステム概要

※補助事業者毎に作成し提出すること。

※地域エネルギー管理システムに係る申請は『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』に基づき、主たるエネルギー事業者、又は、主たるエネルギー事業者として、新規にSPC等の事業体を設立することを計画する場合には、エネルギー事業者および『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の申請者合計で議決権の50%を超えるSPC等の事業体を申請者として含むこと。

※「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定されたスマートコミュニティ・マスタープラン若しくは「(ア) スマートコミュニティ・マスタープラン（全体概要）」の中での位置づけを明らかにすること。

・システム概要

※最終補助対象期間までに導入が予定される機器・システムを記載するとともに、今回の補助対象期間内に導入されるシステム・機器を具体的に記載してください。

地域のニーズを踏まえた、システムの仕様について記載下さい。このとき、地域エネルギー管理システムについては、次世代エネルギー・社会システム実証事業、次世代エネルギー・技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証済又は実証予定の地域エネルギー管理システムにおける主要な部分を含むことを示して下さい。また、特に以下のシステムについては、それぞれ下記の仕様を満たして下さい。

#### <再生可能エネルギー・分散型エネルギーシステム>

(以下いずれか)

- ✓ CEMS 等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能であるもの、又は、そのための機能拡張が具体的に可能となっているもの。
- ✓ 法令やガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。(例えば、建築物への太陽光発電又は太陽熱システム導入を義務づけるソーラーオブリゲーション条例や、建築物への太陽光発電導入を分譲条件とするまちづくり協定等)

#### <蓄電池システム>

(必須)

- ✓ エネルギー事業者が所有又は運用するもの。  
(さらに、以下いずれか)
- ✓ CEMS 等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能であるもの、又は、そのための機能拡張が具体的に可能となっているもの。
- ✓ 法令やガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。(例えば、建築物への蓄電池設置を義務づけるエネルギーストレージ条例や、建築物への蓄電池導入を分譲条件とするまちづくり協定等)

#### <電気自動車等交通システム>

(必須)

- ✓ 電気自動車等交通システムは、移動を伴うことから、EMS 接続時・非接続時のいずれの状態においても、EMS 等や自動車の供給元にかかわらず、かつ、接続相手毎に変換等の仕組みを導入することなく、相互に協調運用が可能であるもの、又は、そのための機能拡張が具体的に可能な計画となっているもの。  
(さらに、以下いずれか)
- ✓ CEMS 等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能であるもの、又は、そのための機能拡張が具体的に可能な計画となっているもの。
- ✓ システムから住宅等へのエネルギーの外部出力が可能であるもの。
- ✓ 法令やガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。(例えば、次世代自動車以外の交通を規制するゾーニング条例や、建築物への充電設備導入を分譲条件とするまちづくり協定等)

・導入する機器の仕様について

導入する機器は、以下の標準に基づいたものであることが必要です。

- ✓ 平成22年度「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業費補助金（地域エネルギーマネジメントに関する標準化等調査事業）」及び平成23年度「次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金（エネルギーマネジメントシステムに関する標準化等調査事業）」における成果（システム・機器間のインターフェース（データフォーマット、コマンド、接続手順）の基本部分等の共通化）を、導入するシステムとなっていること。
- ✓ 次世代エネルギー・社会システム協議会の関連研究会である「日本工業標準調査会 スマートグリッド国際標準化戦略分科会」、「スマートメーター制度検討会」、「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」、「総合資源エネルギー調査会」等の研究会等の趣旨と合致していること。例えば、以下の参考1については、電力等使用情報の取得方法をA～Cの3パターンに分けているが、どの方式を用いるのか、導入地域毎に方式が異なることを考慮すること。

※関連する研究会・審議会の議論の内容、報告書については、以下のURLを御覧ください。

経済産業省 審議会・研究会

<http://www.meti.go.jp/committee/index.html>

経済産業省 審議会・研究会 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会

[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_8/13.html](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/13.html)

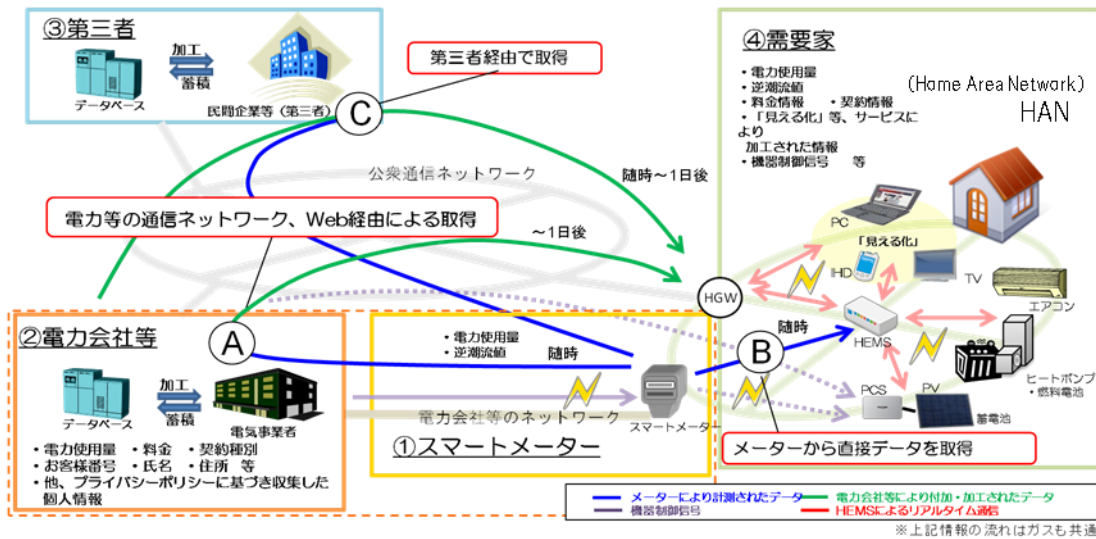
経済産業省 J S C Aスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono\\_info\\_service.html#smart\\_house](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html#smart_house)

経済産業省 審議会・研究会 スマートメーター制度検討会

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy\\_environment.html#meti0004668](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004668)

(参考1) 需要家の電力等使用情報の取得方法 (スマートメーター制度検討会報告書より)



・システム導入スケジュール

システムの導入スケジュールについて記載して下さい。このとき、事業計画期間終了後の将来計画がある場合には合わせて記載して下さい。

※今年度を実施する事業の概要

今年度導入を計画する主な設備（設備の種類、用途、数量、構成等）や工事の概要等について記載して下さい。（※申請者の計画を記載すること。）

(ウ) 普及促進活動概要

※地方公共団体が申請を求める場合に作成し提出すること。

当該地域の地方公共団体が実施する普及促進活動について以下の観点から事業内容、事業スケジュール、事業目標を記載すること。

・地元企業との連携等について

マスタープランの地域経済振興計画に従って実施する普及促進活動について記載すること（地元企業との連携、企業誘致等）。

・地域内での拡大、他地域への展開について

マスタープランの事業展開計画に基づく地域内での拡大、他地域への展開等に関する普及促進活動について記載すること（地域住民や地元企業に対する普及促進活動、他地域への展開のための普及促進活動等）。

(2) 事業期間

- 平成30年度の補助対象期間は、交付決定日から平成31年3月29日（金）とする。
- 補助事業者は、事業年度の終了後5年間、経済産業省若しくはスマートコミュニティ・アライアンスが実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。（なお、事業終了から5年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。）

(3) その他

提案者は、以下の項目を全て行えることが採択の条件です。

- 本事業を遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 本事業の事業期間の間に事業を完了出来ること。
- 本事業の成果を報告書（目的、事業内容、展開性、運用ルール、共通化検討結果等）として取りまとめること。
- 本事業の遂行に必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

#### 4. 補助対象事業者について

本事業の対象事業者は下記（１）～（５）を全て満たすものとします。

- （１）日本法人（登記法人）である民間会社、地方公共団体、又は民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体若しくは任意団体等であること。
- （２）経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- （３）事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- （４）委託契約等で民間会社に調査・策定等を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
- （５）事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備させていること。

##### <注意事項>

- 複数の法人による共同提案も可能ですが、その際は経済産業省及び一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から連絡を取る窓口として、代表１社を主提案法人（幹事法人）として決めること。
- 協力関係にある企業等から、同一内容を別々に応募する重複応募は避けること。

## 5. 補助率及び補助対象経費等について

補助対象経費、補助率、備考は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

### II. スマートコミュニティ構築事業

補 助 事 業			補助率	備考
補助対象経費の区分	費目	内 容		
装置等関係費	設計費	・本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費	2/3 以内	・事前調査費等は対象外 ・基本設計費は補助対象外
	設備費	・本事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変・蓄電設備及びこれらに付随する設備の購入、製造（改造を含む）、据付、輸送、保管に要する費用		・土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外
	工事費	・本事業に必要な工事に要する経費		・建屋については補助対象外 ・既設構築物の撤去費は補助対象外 ・基礎工事については、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）は補助対象外 ・植栽及び外構工事は補助対象外
	諸経費	・本事業を行うために必要なその他経費（工事負担金〔電力、水道、ガス〕、管理費〔旅費、会議費等〕）		・工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること ・協議会や業者との打ち合わせのための旅費は対象外 ・振込手数料は対象外 ・通信運搬費、消耗品は対象外
	プロジェクト・マネージャーの事業遂行に必要な経費	・労務費（正・副） ・旅費 ・その他本事業を実施するのに必要な経費（消耗品費、図書費（文献）等）		
普及促進費	普及促進活動に必要な経費	・旅費（職員旅費、講師旅費等） ・説明会等開催費（会場費、講師謝金等） ・外注費 ・その他普及促進活動を実施するのに必要な経費（発送費〔郵便小包、宅配便等〕等）		

※経費の計上に際しては、経済産業省の『補助事業事務処理マニュアル』に従っていただきます。



※補助対象経費は、消費税を含みません。

ただし、補助対象経費から消費税相当額を除外しないことができる事業者は、以下のとおり。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者（消費税法第五条）
- ②免税事業者である補助事業者（消費税法第九条第一項）
- ③簡易課税事業者である補助事業者（消費税法第三十七条第一項）
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者（消費税法第六十条第四項）
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者（消費税法第六十条第六項）
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

なお、消費税等を補助対象経費に含めて申請する事業者は、添付書類として、上記に該当することを示す書類を添付すること。

※採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。固定価格買取制度の設備認定を受け、同制度を活用される場合は1／10以内となります。ただし、福島県における先進的な太陽光発電システムについては1／3以内となります。

※普及促進費の補助対象は、次世代エネルギー・社会システム協議会で承認されたマスタープランの対象となる地方公共団体のみ。

## 6. 応募手続について

### (1) 応募受付期間

平成30年3月2日（金）～3月12日（月）〔12時必着〕

※受付時間（平日9：00～17：30）外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

### (2) 提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブルコジマ2F  
一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
業務第1グループ 宛

### (3) 応募書類について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、応募書類の用紙の大きさは全てA4版で統一し、2穴（ISO838）のA4ファイルに綴じてください。
- ②以下の「応募書類一覧表」における応募書類、添付書類については、「10. 応募書類等の提出順序」を参考に一式を束ねて、正本1部（片面印刷）、写し8部（両面印刷）を、電子媒体（CD-RあるいはDVD-Rに限る）については、正本1部、副本1部を提出してください。ディスクのラベル面には、提案地域名、提案テーマ名、提案団体名を表記してください。
- ③応募に係る審査は、応募書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じて対面審査等を行います（応募書類は、できるだけ簡潔明瞭に記入してください。）。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「応募書類一覧表」にある応募書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、応募書類は返却いたしませんのでご注意ください。

#### ※虚偽記載等に対する措置

応募書類への虚偽記載等が判明した場合は、審査・選定結果の如何に拘わらず不採択となる場合があります。また、採択決定を通知した後に判明した場合においても同様とします。

### (4) 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- ①補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ②補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ③補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は平成31年3月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④補助事業に基づく発明、考案等に関して、知的財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業終了後5年以内に行った場合及び補助事業において知的財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度終了後5年間の当該知的財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に知的財産権届出書を提出しなければなりません。
- ⑤交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告するとともに補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- ⑥事業化状況の報告により、補助事業の成果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他本事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付しなければなりません。
- ⑦補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑧補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。）
- ⑨補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（委託事業を確定したときの証拠書類の写しを含む。）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑩補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- ⑪当該事業が整備しようとする補助対象部分、箇所において、同時に国の公的な補助金等の交付を受けることはできません。
- ⑫補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ⑬補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑭補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- ⑮補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札又は見積もり合わせによることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札又は見積もり合わせ（3者以上の見積もりが必要）によらなければなりません。

⑩ 什器、一般事務用品、パソコン、ソフトウェア等、汎用で利用可能なもので、当該補助事業のみに使用することを明らかに出来ない場合には、補助金に計上することができません。

(5) 財産の帰属等

補助事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

(6) その他

- ① 補助金の支払は、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）、また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続を経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ② 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了するものに限られます。したがって、今回申請に係る経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。
- ③ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（スマートコミュニティ導入促進事業費補助金（スマートコミュニティ導入促進事業）以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本提案書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。
- ④ 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。なお、補助対象者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。また、支出額、支出内容が適切かどうか補助金支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は当該補助金の支払いが行えないこととなるので、「補助事業事務処理マニュアル（添付資料）」を熟読のうえ、適正に管理することが必要となります。
- ⑤ 共同申請において、実施者が他の共同申請者の再委託先・外注先になることは、原則、できません。
- ⑥ プロジェクト・マネジメント実施法人は、担当する地域に係る事業に関し、再委託先・外注先になることはできません。

## 7. 審査・採択等について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。  
なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

#### ① 応募資格

申請者は「4. 補助対象事業者」についての応募資格を満たしているか。

#### ② 事業内容

提案内容が「2. 補助対象事業について」、「3. 補助対象事業の詳細・採択条件」を満たしているか。

### (3) 採択の通知等

- 採択結果等については、決定後速やかに通知いたします。
- 原則として、採択された案件については、企業名、事業テーマ等を公表します。

### (4) その他

- 同一企業が類似内容で本事業以外の国の補助事業や委託事業と併願していると認められる場合等には、採択時に調整する可能性があります。
- 採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。

## 8. 説明会の開催

本事業の内容、提出書類等について説明会は実施しませんが、ご質問等については、  
10. 問い合わせ先に記載の内容に従い、受付いたします。

## 9. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- (4) 補助事業者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

## 10. 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては、FAXによるお問い合わせで、公募開始日から公募締切の前日までの間に限り、下記にて受け付けます（日本語のみ）。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
業務第1グループ  
FAX：03-3984-8006



## 1 1. 応募書類等の提出順序について

各事業につき、以下の順序で通しのページ番号を記載の上、提出すること。

- ① 様式第 1 交付申請書
- ② 様式第 1 (別紙 1) 補助事業に要する経費の配分
- ③ 様式第 1 (別紙 2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
- ④ 様式第 2 実施計画書
- ⑤ 様式第 2 (別紙 3) 補助事業の経費の配分
- ⑥ 様式第 2 (別紙 4) 補助事業に要する経費及びその調達方法
- ⑦ 様式第 2 (別紙 5) 事業実施体制図
- ⑧ 様式第 2 (追加資料 1) 事業工程表
- ⑨ 添付書類

## 12. 応募書類等の様式

- 様式第1、第2（別紙を含む）の記載に当たっては編集用ファイルを利用すること。
- 提出する電子データ（CD-R若しくはDVD-R）には、交付申請書の書類全ての電子ファイルを添付すること。
  - 様式第1、第2（別紙を含む）は指定の編集用ファイルを添付すること。
  - 様式第1の押印書類は、スキャナ等により電子ファイル化したものも添付すること。
  - 登記簿謄本、会社概要パンフレット、定款、最新の決算報告書、金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）等の電子ファイルも添付すること。

様式第1

補助事業者の制定している文書  
番号があれば記載すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度スマートコミュニティ導入促進事業費補助金交付申請書

スマートコミュニティ導入促進事業実施細則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

補助事業の名称は申請者が決めた事業名を記載すること（スマートコミュニティ導入促進事業ではない）。

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、最長で平成31年3月29日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は、最長で、福島・国際研究産業都市復興は、平成32年12月28日までとする。

4. 補助事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費

② 補助対象経費

③ 補助金交付申請額

(注1)「補助事業に要する経費」は、総事業費(補助対象+補助対象外)の額を記載すること。

(注2)消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分(別紙1)

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額(別紙2)

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

(1) 様式第2の「実施計画書」を添付のこと。

(2) その他協議会が指示する書面。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のスマートコミュニティ導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めたスマートコミュニティ導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を資源として補助事業者に交付するものです。

様式第1 (別紙1)

補助事業に要する経費の配分  
(総事業費・個別事業費)

( ) 内には、表に経費の配分を記載した項目(総事業費・個別事業費)のどちらかを記載する。(以下同じ)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
装置等関係費			以内	
普及促進費			以内	
消費税			以内	
合 計				

※幹事法人は、共同提案者分を含めた総事業費と、自社分の個別事業費をそれぞれ作成すること。

補助率については、「5. 補助率及び補助対象経費等について」従い、「～以内」と記載すること。

様式第1 (別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額  
(総事業費・個別事業費)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
装置等関係費					
普及促進費					
消費税					
合 計					

※幹事法人は、共同提案者分を含めた総事業費と、自社分の個別事業費をそれぞれ作成すること。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

## 様式第2

### 実施計画書

#### 1. 補助事業の概要

- ・事業名称
- ・目的
- ・目標
- ・概要

#### 2. 事業内容

##### (1) スマートコミュニティ・マスタープラン（全体概要）

- ・スマートコミュニティ事業概要
- ・事業実施主体
- ・不動産開発等スケジュール
- ・地方公共団体の復興計画等との関係、連携状況
- ・地元企業との連携
- ・事業採算性評価
- ・スマートコミュニティの定量目標

※「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定されたスマートコミュニティ・マスタープランの一部に修正・変更がある場合、記載すること。

##### (2) エネルギーシステム概要

- ・システム概要

※ 地域エネルギー管理システムについては、実証事業等で実証済又は実証予定の内容を含むことを記載すること。

- ・導入する機器の仕様について
- ・システム導入スケジュール
- ・プロジェクト・マネージャーの業務内容（プロジェクトマネジメント実施法人のみ）
- ・今年度を実施する事業の概要（主な設備や工事の概要）

※総論と詳細に分けて記載すること。

##### (3) 普及促進活動概要

- ・事業内容
- ・事業スケジュール
- ・事業目標

#### 3. 補助事業の事業期間

- ・スケジュール

#### 4. 実施体制

- ・事業実施体制図（プロジェクトマネジメント実施法人、プロジェクト・マネージャー、主たるエネルギー事業者を含む）
- ・実施予定場所
- ・プロジェクト・マネージャーについて  
（氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス、経歴、実績等を記載すること）
- ・事業統括責任者について

(氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス等を記載すること)

- ・業務管理責任者について

(氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス等を記載すること)

- ・従事者数、各人の業務分担
- ・事務連絡担当者について

(氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス等を記載すること)

#### 5. 事業費

- ・事業経費の配分
- ・資金調達の予定
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

#### 6. 事業遂行能力

- ・当該補助事業の内容に関連する事業等の実績
- ・国等からの補助金の受入、委託契約の受託等の実績
- ・経理的基礎（財務能力）
- ・経理等事務管理責任者について

(氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス等を記載すること)

#### 7. 添付書類

- ・事業経費積算内訳（別紙3）
- ・事業収支計画表（別紙4）
- ・事業実施体制図（別紙5）
- ・事業工程表（追加資料1）
- ・申請者の概要がわかるもの（登記簿謄本、会社概要パンフレット、定款等）
- ・最新の決算報告書（直近2ヶ年分）
- ・補足資料

補助事業の経費の配分

（単位：円）

平成〇〇年度（〇〇〇〇）

区 分	費 目	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		補 助 対 象 経 費 の 額			補 助 率	補 助 金 の 交 付 申 請 予 定 額	備 考
		金 額	説 明	金 額	説 明	積 算 内 訳			
装 置 等 関 係 費	設計費 (小計)								
	設備費  (小計)								
	工事費  (小計)								
	諸経費  (小計)								
	プロジェ クト・マ ネージャ ーの事業 遂行に必 要な経費 (小計)								
普及 促進費	普及促進 活動に必 要な経費 (小計)								
合 計									
消費税									
総 計									

金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）を添付すること。その際、本表の記載項目と算定根拠資料が対比できるように番号等を付けること。

金額は予定されている契約単位毎で記入すること。

補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。

※複数年度に渡る事業の場合、事業全体及び各年度毎に作成すること。※幹事法人は、共同提案者分を含めた総事業費と、自社分の個別事業費をそれぞれ作成すること。



様式第2 (別紙4)

補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費)

(〇〇〇〇)

(単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金	小計		銀行名	銀行名	小計			
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
合計												

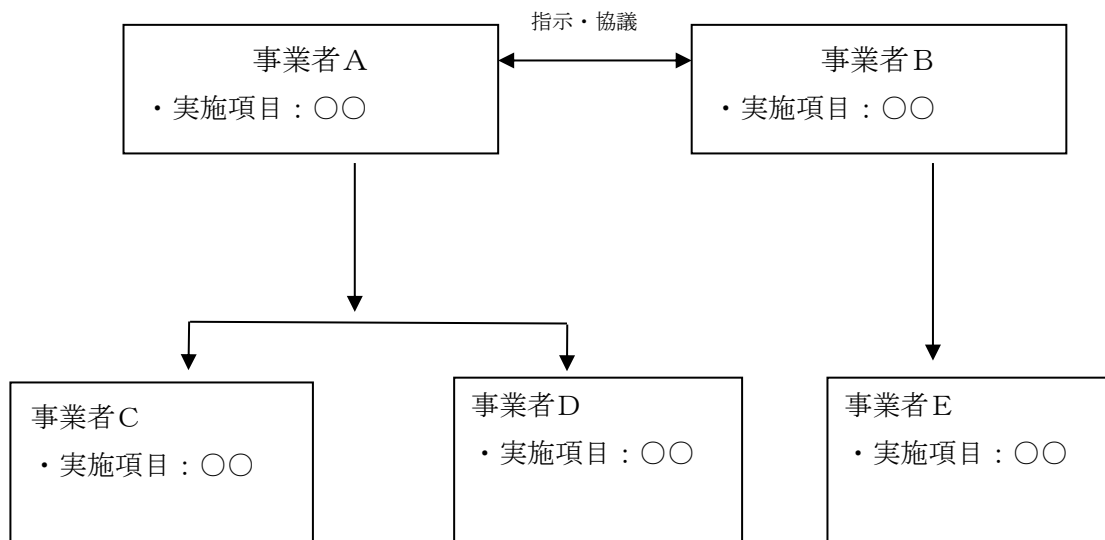
※複数年度にわたる事業の場合、事業全体及び各年度毎に作成すること。

※幹事法人は、共同提案者分を含めた総事業費と、自社分の個別事業費をそれぞれ作成すること。

様式第2（別紙5）

実施体制の記載例（事業者）

（記載例）



（注）機関毎に、実施項目を記載すること。

従事者代表氏名

氏名	所属・役職（職名）

様式第2（追加資料1）

事業工程表

<平成〇〇年度>

項目	平成〇〇年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

<事業全体>

項目	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度

※複数年度にわたる事業の場合は、全ての年度について記載すること。

(参考)

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

消費税相当額を除外しないことができる事業者（予定）  
であることの申請について

標記について、下記のとおり、消費税相当額を除外しないことができる事業者となる予定であることを申請いたします。

なお、消費税等の申告により当該事業者であることが確定した場合は、報告することといたします。

#### 記

#### 1. 対象期間：

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

#### 2. 該当する消費税法の条項（下記の①～⑥から選択）： \_\_\_\_\_

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者（消費税法第五条）
- ②免税事業者である補助事業者（消費税法第九条第一項）
- ③簡易課税事業者である補助事業者（消費税法第三十七条第一項）
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者（消費税法第六十条第四項）
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者（消費税法第六十条第六項）
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

13. 参考資料

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表（平成30年度適用）

等級	健康保険適用者		労務費単価(円/時間)		健康保険適用者以外 (年雇制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
	初診月額	初診月額	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月額範囲額	月額範囲額	
	以上	～ 未満	以上	～ 未満	以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	340	450	～ 83,790	450	
2	68,000	63,000 ～ 73,000	400	530	83,790 ～ 97,090	530	
3	78,000	73,000 ～ 83,000	460	610	97,090 ～ 110,390	610	
4	88,000	83,000 ～ 93,000	520	690	110,390 ～ 123,690	690	
5	98,000	93,000 ～ 101,000	580	770	123,690 ～ 134,330	770	
6	104,000	101,000 ～ 107,000	610	810	134,330 ～ 142,310	810	
7	110,000	107,000 ～ 114,000	650	860	142,310 ～ 151,620	860	
8	118,000	114,000 ～ 122,000	690	920	151,620 ～ 162,260	920	
9	126,000	122,000 ～ 130,000	740	990	162,260 ～ 172,900	990	
10	134,000	130,000 ～ 138,000	790	1,050	172,900 ～ 183,540	1,050	
11	142,000	138,000 ～ 146,000	840	1,110	183,540 ～ 194,180	1,110	
12	150,000	146,000 ～ 155,000	880	1,180	194,180 ～ 206,150	1,180	
13	160,000	155,000 ～ 165,000	940	1,260	206,150 ～ 219,450	1,260	
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,000	1,330	219,450 ～ 232,750	1,330	
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,060	1,410	232,750 ～ 246,050	1,410	
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,120	1,490	246,050 ～ 259,350	1,490	
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,180	1,570	259,350 ～ 279,300	1,570	
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,300	1,730	279,300 ～ 305,900	1,730	
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,420	1,890	305,900 ～ 332,500	1,890	
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,540	2,040	332,500 ～ 359,100	2,040	
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,650	2,200	359,100 ～ 385,700	2,200	
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,770	2,360	385,700 ～ 412,300	2,360	
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,890	2,520	412,300 ～ 438,900	2,520	
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,010	2,670	438,900 ～ 465,500	2,670	
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,130	2,830	465,500 ～ 492,100	2,830	
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,250	2,990	492,100 ～ 525,350	2,990	
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,420	3,230	525,350 ～ 565,250	3,230	
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,600	3,460	565,250 ～ 606,150	3,460	
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,780	3,700	606,150 ～ 645,050	3,700	
30	500,000	485,000 ～ 515,000	2,960	3,930	645,050 ～ 684,950	3,930	
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,130	4,170	684,950 ～ 724,850	4,170	
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,310	4,410	724,850 ～ 764,750	4,410	
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,490	4,640	764,750 ～ 804,650	4,640	
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,670	4,880	804,650 ～ 844,550	4,880	
35	650,000	635,000 ～ 665,000	3,850	5,120	844,550 ～ 884,450	5,120	
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,020	5,350	884,450 ～ 924,350	5,350	
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,200	5,590	924,350 ～ 970,900	5,590	
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,440	5,900	970,900 ～ 1,024,100	5,900	
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,680	6,220	1,024,100 ～ 1,077,300	6,220	
40	830,000	810,000 ～ 855,000	4,910	6,530	1,077,300 ～ 1,137,150	6,530	
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,210	6,930	1,137,150 ～ 1,203,650	6,930	
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,500	7,320	1,203,650 ～ 1,270,150	7,320	
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	5,800	7,720	1,270,150 ～ 1,336,650	7,720	
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,100	8,110	1,336,650 ～ 1,403,150	8,110	
45	1,080,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,450	8,580	1,403,150 ～ 1,482,950	8,580	
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	6,810	9,080	1,482,950 ～ 1,562,750	9,080	
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,160	9,530	1,562,750 ～ 1,642,550	9,530	
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,520	10,000	1,642,550 ～ 1,722,350	10,000	
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	7,870	10,470	1,722,350 ～ 1,802,150	10,470	
50	1,380,000	1,355,000 ～	8,230	10,950	1,802,150 ～	10,950	